個人情報の取扱いに関する同意書

私は、以下の条項について同意するにあたり、以下の条項が申込書、契約書および個人ローン規定書の約定と重複している場合には、以下の条項が適 用され、以下の条項以外の条項については申込書、契約書および個人ローン規定書の条項が適用されることに同意します。

「株式会社が了連続行に対する同画条詞 第1条 株式会社がず延縮行の組入精範の利用目的 私は、株式会社がず延続行(以下「銀行」といいます。)が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、私の個人情報を、次の業 税ならびに利用目的の速度に必要求範囲で利用することに同意します。

預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付 ○未房 他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。) ②その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。)
①各種金融商品の口頭照照等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②洗金等に基づくされたさるを服务や全銀商品とかサービスを入り用いただく資格等の確認のため
③別会独国の場合では大きなを認めていません。
②の場合では、日本のでは、 利用目的

しません。 銀行法能行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者 の逐落能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 銀行法能行規則は3条の6の7等により、人態、6条、7世、本籍地、保軽医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、 適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

⑪に基づくダイレクトメールの発送等については、お客さまよりお申出をいただいた場合は停止をいたします。

私は、銀行がローンの事務予6%に口がい」となった。 規模免を適じてローン申募予6巻を行場合。または提携先の推薦を得てローン申込を行つ場合に収りゅす。 利子補給ローンの場合 私は、銀行とローン申込に係る利子補給先との間で、当該利子補給のために必要な範囲内で私の個人情報が相互に提供・利用されることに同意

します。 私は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社にローン 申込に係る債権の回収を委託する場合には、私の超人情報が、同社との間で、ローン申込に関する取引上の判断おより向社における管理・回収の ために必要な利助ので租むに採択、利用式れることに同意します。 ローン海の債権は、債権譲渡・証券化時により他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または延予 化学のために必要な範囲内で、債権譲渡または経済外のために設立された特定目舎会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用さ

断る総合があることに同意します。 第4条 開示 70IIF等 私は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条から第27条に規定する開示、訂正、利用停止等の手続については、銀行のホーム ペーツに記述されている手能により行われることに同意します。なお、第6条に規定する個人信用情報機関に登録されている情報の際示は、銀行では できないため、各機関に対し請求するものとします。 第5条 中記分時を交配する場合の取扱い (以下 同社] といいます。)に受任します。ただし、語名の回答等は私に対して直接行ってく ださい。私は、銀行がローンの中込に関する語名の結果を私に対して直接回答するのとは別に、同社に対して行うことに同意します。

【株式会社みずほ銀行の個人信用情報機関の利用・登録等について】

★ 個人信用前報機関への登録・利用等
私は、ローンの中込に関して銀下が加盟・利用する個人信用情報機関ならげ、回機関と提携する個人信用情報機関はなります。利用等
私は、ローンの中込に関して銀下が加盟・利用する個人信用情報機関ならげ、回機関と提携する個人信用情報機関ならび、同機関と提携する個人信用情報機関、20個人情報(当該各機関の別盤会員によって登録される契約等、登録が次等の情報のほか、当該各機関によって登録される契約等、破害等の管理情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行が本れを与国取引しの判断(返済施力の調査の目的に関リます。以下目し、のからい利用することに対します。まただ、銀行が施力制用3条をのののに定めるようは、3元(第四十元)では、銀行が加盟し利用3を急が同じます。まただし、銀行が加盟し利用3を急と対し、銀行が関金ののでに定めるとおり、返済施力は高さる整約5な事まについて、銀行が加盟し利用3を個人信用情報機関の加盟金銭によって、自己の対象により、日本の場合は、銀行が加盟し利用3を個人信用情報機関の加盟金銭によって、日本の対象により、10円間に対しては、10円間に対しでは、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しては、10円間に対しでは、10円間に

に 内感しよす。 5. 前即項に現定する個人信用情報機関、登録情報は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。 なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、銀行ではできないため、私は、各機関に対し請求するものとします。 銀行が加盟し利用する個人信用情報機関の「左記個人信用情報機関の定めるローンの申込ならびにローンの申込による契約に基づき登録される

個人情報とその期間 氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含みます。)、電話番号、勤務先等の本 人情報:下記の情報のいずれかが登録されている期間 個人信用情報機関を利用した日、ローン申込の内容等事実:個人信用情報機関を利用した日より1年 名 称:全国銀行個人信用情報センタ 所在地:〒100-8216 所 在 地:〒100-8216 東京都干代田区丸の内1-3-1 電話番号: 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 国人田川時報8888では、1980年 - 1882年 -・元済寺の事実を含みます。): 契約期間中および契約終了日 (元済していない場合は元済日) 年を超えない期間 |報: 許1回日不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日か ら5年を超えない期間 官報情報: 破産手規開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨: 当級調査中の期間 本人産認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報: 本人から申告のあった日から5年を超えな

本契約に関する客観的な取引事実

債務の支払いを延滞した事実

【株式会社オリエントコーポレーションに対する同意条項】

個人情報の利用 M.は、保証会社が保証会社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(事)における下記①及び②の目的のために第7条○②③ の個人情報、下記②の目的のために第7条○②③⑤の個人情報を利用することに同意します。 ②お客さま同じた事。写信物、日間物の途付以は極思等による要素業内 ③表彰さま同じた書が、住利の行後、義務の履行 (金)保証会社で高者サービス事業の具体的な内容については、保証会社ホームページ(https://www.orico.co.jp)等において公表しており

(常)移転室在UV並厳リーに人事家の契約がおけられ、 (第) 私は、後庭会社が未受別に基づく保証会社の業務を国内又は外国にある第三者に受託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該 業務委託先に預算することに回復します。 第9条 個人限選権権の取得に到する同意 私は、未契約及び本契約以外の保証会社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、保証会社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データと して取得することに同意します。 (1) 電話書きの現在及び連絡する的性に関する情報 (1) 電話書きの現在及び連絡する的性に関する情報 (2) 電話書きの現在及び連絡する的性に関する情報 (3) 電話書もの現在及び連絡する的性に関する情報

、 高級ログボルムと展示が可加は、図 6 円間 () 住所の () 住所の () 住所の () 健康の () 住所の () 健康の () 住所の () という () と

契約期間中及び契約終了後5年以内

契約期間中及び契約終了後5年間

⇔ 銀 情 報 式名、生年月日、住所、電話番号、勤務 先等の本人情報 下記の何れかが登録されている期間 保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6カ

契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲 渡の事実に係る情報については当該事実の発生日か

契約継続中及び契約終了後5年以内

(4) 保証会社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

保証会社の加盟する個人信用情報機関	CIC	1 I C C
保証会社の加盟する個人信用情報機関と	J I C C	CIC
	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or, jp/pcic/) 〒100-8216 東京部干代田区丸の内1-3-1 電話番号: 03-3214-5020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、灌転免許証等の記号番号等の順性に関する個人情報、契約の種類、契約日、80名・役務令・権利名及びその変置・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間期末予定額、利用残無、支払が原契約の内容、限分の履歴に関する個人機向と多数以上手限、及びその他名加盟する個人信用領機機関が定める情報となります。(
第11条 個人情報の銀行への第二者機体
私は、ローン申込及び取引にかかる情報を含む私に関する下配情報が、銀行における後記の目的の達成に必要な範囲内で、保証会社より銀行に提供されることを問題します。

第11条 個人物理な過去す。
私は、ローツキ込みで取引にかかる情報を含む私に関する下記情報か、旅灯にのリンボのようなである。
れることを問題します。
1、提供されると作物
します。
1、提供されると情報
(1) EX、住所、連絡性、実験構成、散務年に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、ローン申込書並びに付属書面等ロー
(2) 保証分せての保証書金の経理、関する情報
(3) 保証番号や定証料金額等、侵用や延における取引に関する情報
(3) 保証番号や延期金額等、侵用や延における取引に関する情報
(5) 銀貨での代ロ弁書後の観り、侵用を延における取引に関する情報
(5) 銀貨での代ロ弁書祭に対する代ロ弁書完了に関する情報等。代位弁書手続に必要な情報
(6) 代ロ弁書子教の返支状況等に関する代の弁書完了に関する情報等。
(6) 代位弁書子教の返支状況等に関する代の弁書完了に関する情報等。
2. 提供される目的
第1、第2回の利用目的
第1、第2回の利用目的

味血水ゼルドを2004億円・ボイボの200人間時を必要な体験相画でありたよう、必要な場面的では実体し当めませいが当めませいが高さいた。 さっとに同意します。社を含ます。特定目的会社、特別目的会社、信託会社(西託会社(西託会社(西託会社)の 金融機関等)といいます。保証会社ホームページに発慮しております。ご参照ください。が、保証会社の資金調金、流動化その他の目的のため なされる機能譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引に際して、債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のために とする場合。

とする場合。 サービサー会社である下記会社が、譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たっ て事前に当該債権の評価・分析を行うために必要とする場合。

名 称	住 所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

第13条 個人情報の開示・訂正・削除

(1) 私は、個人情報の開示・訂正・削除

(2) 私は、個人情報について、保証会社方定の方法により開示するよう講求することができます。但し、保証会社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人は対する時間・分算・区分に関する情報であり、関示することにより保証会社の実務の適正な実施に置しい支険を及ぼすまえれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると保証会社が明した個人情報にいいては、開示しないものとします。

(2) 保証会社が個人情報を開示した起来、各種的な事実についてカー、不正確又は別りてあることが明らかになった場合は、保証会社は途やかに当該事業の自正とは即該にします。但し、全種的企業は当ません。

(3) 保証会社が個人情報を開示した起来、各種的な事実についてカー、不正確又はより課りするようとせら、ない。

(4) 保証会社が個人情報を開示した。日本の人情報を関係といる場合は、保証会社は途やかに当該事業の自正とは即能に対します。但し、全種的な事業とついてカールによりません。

(5) 保証会社が個人情報を開始を開始を開かる場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡してください。他、開示・111年・1開除については、個人信用情報機関又は提供ないためた他の人ものとします。

! 法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

保証委託約款 (証書貸付用)

第1条 (保証委託委項)

1. 保証委託を関う。

1. 保証委託を (以下 委託者) といいます)の委託に基づいて株式会社オリエントコーポレーション (以下 「保証会社」といいます)が負担する保証債務の原則は、株式会社みず3銀行 (以下 [銀行] といいます)からの保証委託契約証書記載のローン借入に関し、委託者が銀行に対して負担する保証が表しての保証委託契約 (以下 [200] といいます)とします。

2. 保証会社との保証登託契約 (以下 [42条列] といいます)は、保証会社が保証の支援の日を設計で通知し、原債務に係る金銭消費賃借契約が成立した時にその効力が生じるものとします。

3. 委託者が1条列級関係をもって経証委託を行った場合、その借入限度類は借入金元本の合計とします。

3. 委託者が1条列級関係をもって経証委託を行った場合、その借入限度類は借入金元本の合計とします。

3. 委託者が1条列級関係を関行との金銭消費賃借契約の認約定を遵守し、その支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないもの

とします。 第3条 (出保・保証) 1. 委託者は保証会社が價格保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の请求あり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、また 連帯保証人をたてるものとします。 2. 委託者は保証会社が前項の債権保全のために要した費用を全て支払うものとします。

・ 連絡保証人をたてるものとします。
2 委託台は保証会社が前項の機権保全のために要した費用を全て支払うものとします。
第4条 (届出事項)
1. 委託台は保証会社が前項の機権保全のために要した費用を全て支払うものとします。
第2条 (周出事項)
1. 委託台の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等ធ出事項に変更があったときは、直ちに曹面をもって保証会社に通知し、その指示に従うものと
2 受託台の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等ធ出事項に変更があったときは、直ちに曹面をもって保証会には、通常到着すべきときに

します。
2. 前項の個出を怠ったために、保証会社からなされた適知または送付された曹類等が延着しまたは剥磨しなかった場合には、通常剥着すべきときに 到達したものとします。
3. 委託名について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの 審判をすでに受けているときには、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証された遺布で飼むるものとします。届出 事項に設別または支受等が生した場合にも同様とします。これらの個出を急ったために生じた規管については、保証が基盤を負わないものと

します。 4. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、委託者の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するもの

とします。
5 奏託者は委託者の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、保証会社に遅滞なく報告するものとします。
6 奏託者は委託さから与信業務 (途上与信を含めます) および債権管理業務のため、本条の届出事項を、保証会社が銀行に報告することについて 異議を述べないものとします。
7 奏託者は本中込みにからる審査のためもしくは債権管理のために保証会社が必要と認めた場合、保証会社が委託者の住民票等を取得し利用することに同意します。

第5条 (韓田県政策が作) 第5条 (韓田県政策が開かるときは、雲託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、履行の方法、金額について 保証を計が任無に実行されても委託者は実議を述べないものとします。 報6条 (韓国の難例)

5条 (偏温の範囲) 配金会社が経証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに返済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。 (1) 保証会社の履行金額。 (2) 前等の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に返済する日までの年14.6%の割合(年365日の日割計算)による得害念。

2. 築記信または悪常保証人からの申出により相秘を行う場合も前項と同様とします。
8条、(事前政)
1. 製売者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金額全額について、保証会社からの通知催告等がなくても、保証会社に対しあらかしめまで構造を良い、直ちに返済するものとします。
(1) 製売者が返済を選延し、銀行から適面により信仰とも、次の返泊日までに元利金(開善金を含みます)を返済しなかったとき。
(2) 製売者が返済を選延し、銀行から適面により信仰とも、次の返泊日までに元利金(開善金を含みます)を返済しなかったとき。
(3) 製売者が返済を選延し、銀行から適面により信仰とも、次の返泊日までに元利金(開金を含みます)を返済しなかったとき。
(4) 銀売・破産、日事用生主総割地等の中立があったとき。
(5) 製売者が気犯、公譲を制御して首を受り打たさき。
(6) 製売者が犯出、公譲を制御して首を受り打たさき。
(6) 製売者が実施、政府の原外に対りを受けたとき。
(6) 製売者が実施、政府の原外に対りを受けたとき。
(6) 製売者が実施、政府の原外に対した。日本の日本に対したとしまり、日本の日本に対します。
(6) 製売者が主形で規範の限力を力している。日本の日本に対している。日本の日本に対したとき。
(7) 製剤の発生に基子で表別・最初に関してもの日本に対している。日本の日本に対している。日本の日本に対している。日本の日本に対します。
(7) 製売の経済と対している。日本の日本に対している。日本の日本に対します。
(7) 製売者が保証会社が保証会社が保証している。日本の日本に対します。
(7) 製売者が保証会社または環境の金銭用費機合果料理の一つにでも選及したとき。
(9) 製売者が保証会社または環境の金銭用費機合果料を開きの一つにでも選及したとき。
(1) 製売者が保証会社または環境の金銭用費機合果料を開きの一つにでも選及したとき。
(1) 製売者が保証会社または環境のもの金銭を開きる場合といいて担保があるときとを問わず求償に取ぶるものとし、また保証会社に対したとき。
(5) 実施者が実備者と認るとものともます。なお、委託者が実備機を銀行した場合には、保証会社は渡滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第9条 (HBR) 委託者が前条1項、2項により求償債務を履行しなければならない場合、その債務と委託者の保証会社に対する債権とを期限のいかんにかかわらず、 いつでも保証会社において相殺することができるものとします。 第10条 (中上、解別、終了)

112条(連帯保証人) ・選幣保証人は、本契約の各条項を承認の上、委託者が本契約によって負担する一切の機能について、委託者と進制とは、信務服託の資を向います。 ・銀行はまたは保証会社に参入れた担保、保証人について、銀行または保証会社が変更、削除、返還等をしても、建幣保証人の責任に変動を生じない ものとします。銀行から保証会社に募結し、もしくは譲渡された投配(この1でも関係とします。 3. 連帯保証人が銀行に対して保証債務を履行し、または担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償および代位の関係は次の通り とします。

とします。
(1) 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、保証会社に対して第6条の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費賃借契約上の
(会証に基づく負担窓がを一切主張しません。
連帯保証人は「独立のかを一切主張しません。
連帯保証人が当該債款につき銀行に提供した担保の全部について保証会社が銀行に代位し、第6条の金額の範囲の関連が容折で自たこといた一切の機能を持ておすると力できます。
(3) 連帯経証人は、銀行に対する自己の保証債務を弁消したときは、保証会社に対して何らの求慮をしません。
(4) 経済経済経済経済経済に対して行った履行の第24法、委託合は374ともその治力が思じるものとします。

第13条 (権職法・管轄裁判所) 1. 本契約の学販法は「本法とします。 2. 変託者は、本契約(100 におきかとした場合、訴題のいかんに持わらず、変託者の住所地、銀行および保証会社の本社・支店・営業所・センター の所在Dを管轄する簡易裁判所および他方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。 第14条 (機種経過) 安託者は死証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第15条(保**約の変更)** 採証金社は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で委託者に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。